

報告事項エ

第5回鳥取県教育審議会学校等教育分科会特別支援教育部会の概要について

第5回鳥取県教育審議会学校等教育分科会特別支援教育部会の概要について、別紙のとおり報告します。

平成26年9月5日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

第5回教育審議会学校等教育分科会特別支援教育部会の概要について

平成26年9月5日
特別支援教育課

- 1 日時 平成26年8月26日(火)
- 2 場所 とりぎん文化会館第3会議室
- 3 参加者 別紙のとおり(委員16名、オブザーバー6名、欠席6名)
- 4 議事 「答申の骨子についての検討」(答申案2次検討)

・答申の骨子について説明を行い、委員の意見を聴取した。
・本県ならではの特別支援教育推進体制とは「機動力を活かし、顔の見える繋がりを作ること」であるという方向性が確認された。また、推進体制の構築にあたっては、特別支援教育に係る専門性を有する教員や特別支援学校、専門機関等による重層的なサポートシステムとすること、現場にとって身近で使いやすいシステムとなるべきといった意見が出された。

5 委員からの主な意見

(インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進について)

- ・教育の多様性を確保し、一人一人の子どもの可能性を最大限に引き出すこと、そのための基盤的な環境整備を行うことについて、答申に記載を行う。

(特別支援教育推進体制の構築について)

- ・今後の特別支援教育の推進を図る上で、域内の教育資源(スクールクラスター)プラス連携する各機関も含めたシステムを重層的に作るのだという理念を答申に明記してはどうか。専門性を持つ教員や特別支援学校等を活用する等、学校間で連携して課題解決を目指すケースもあれば、ニーズによっては各専門機関(医療、福祉等)との連携が必要なケースもある。段階的、重層的な支援システムを確保し、学校や保護者等をサポートしていくことが重要である。
- ・特別支援教育センター校や専門性の高い教員を中核とした支援体制を進めていくのは大変好ましい方向性である。センター校に求められるニーズを1名の教員で全て担っていくのは困難だと思われる。センター校にどこまでの役割・機能を持たせていくのかという整理と、担当者の複数配置等の検討も必要である。また、学校現場や保護者にとって身近で利用しやすい支援体制となることに期待する。
- ・特別支援教育センター校は中学校区に限定するのではなく、市町村の実態に応じて、例えば郡に1校配置することもできる等、弾力的な運用を可能としたほうがよい。

(障がいのある児童生徒等へのいじめ、不登校等に対する対応について)

- ・発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対するいじめの問題、不登校等になってしまった障がいのある児童生徒に対する対応には医療、福祉等関係機関との連携や、早期から地域との繋がりを作っていくことが重要な視点である。不登校や集団不適応に起因して引きこもりになってしまうケースもあり、深刻な課題であることから、答申の中に記載をしていただきたい。全校種共通の項に、虐待対応と関連づけて記載してはどうか。

(幼児教育の充実及び早期支援体制の構築に向けた取組について)

- ・県がイニシアチブを発揮しながら、各市町村において早期から教育と福祉、保健等が連携を図り本人や保護者をサポートしていく体制整備をリードしていただきたい。また、幼稚園、保育所等の職員が幼児の実態や課題等を適切に見取り、支援していくことの出来る力量を付けていかななくてはならない。そのためには研修等への参加促進が重要であり、教育行政と福祉行政が一体となって、研修参加への働きかけや参加しやすい体制の確保等の取組を進めていただきたい。

(高等学校における特別支援教育の充実について)

- ・高校になると特別支援学級がない、通級指導教室がない等、特別支援教育に取り組んでいくうえでの難しさというものが存在する。高校の教員の専門性の確保・向上、適切な人的配置、支援体制、環境整備等が進んでいくよう、答申の中にしっかりと方向性や必要性を明記していくべきである。

(手話の取組について)

- ・鳥取県手話条例の制定を踏まえ、学校現場における取組をさらに進めていくために、まずは教員が手話による表現を身に付けること、早期から手話に馴染み、親しんでいく環境作り等も重要である。また、手話普及支援員の存在を広く学校現場等に周知し、教育課程や部活動等において取組が広がっていくことに期待する。

(答申における用語の定義や解釈等について)

- ・「域内の教育資源（スクールクラスター）」という概念が今回新たに国から示されたところである。その用語の意味するところや、「域内」という表現の意味する単位等について解釈を明確にしておく必要がある。「スクールクラスター」以外にも、正しい定義や解釈等の必要な用語については、答申の中で注釈をしておくのがよいだろう。
- ・「合理的配慮」「基礎的環境整備」等については、国の定義自体がまだまだ曖昧な部分もあるが、現段階で記載できる範囲で資料等を差し込んだ方がよいのではないかと。

鳥取県教育審議会学校等教育分科会 特別支援教育部会（第5回）出席者一覧

平成26年8月26日（火）

No.	委員氏名	職名等	備考
1	小 枝 達 也	鳥取大学地域学部教授	※部会長
2	門 脇 由 己	米子北高等学校長	欠席
3	丸 山 智 子	県立倉吉養護学校長	
4	栢 木 隆 志	米子市立福米中学校長	欠席
5	松 本 清 治	県立倉吉西高等学校長	
6	森 田 清 子	北栄町立認定こども園北条こども園長	
7	徳 吉 雅 人	倉吉市明倫公民館長	
8	森 本 直 子	鳥取市立修立小学校長	
9	井 上 洋 子	鳥取県PTA 協議会長	
10	松 田 啓 生	「エール」発達障がい者支援センター係長	欠席
11	山 中 八寿子	鳥取市子ども発達支援センター所長	
12	高 木 政 寛	若桜町教育委員会教育長	
13	塩 田 ひろみ	県立鳥取養護学校PTA	欠席
14	久 野 芳 枝	ひかり幼稚園長	
15	清 水 徹 男	鳥取県中小企業団体中央会専務理事	欠席
16	汐 田 まどか	県立総合療育センター副院長	
17	三 木 裕 和	鳥取大学地域学部教授	欠席
18	盛 田 政 雄	鳥取県視覚障害者福祉協会副会長	
19	戸 羽 伸 一	鳥取県聴覚障害者協会理事	
20	高 垣 美 恵	鳥取県肢体不自由児・者父母の会連合会監事	
21	大 谷 喜 博	鳥取県手をつなぐ育成会副会長	
22	小 松 しのぶ	鳥取県自閉症協会ペアレントメンターコーディネーター	

(オブザーバー)

23	大 西 泰 博	県教育委員会事務局小中学校課 義務教育主査	
24	八 木 浩 子	県教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センター指導主事	
25	山 口 京 子	県教育委員会事務局高等学校課 指導主事	
26	泉 久 美 子	県福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課 係長	
27	宮 脇 浩 介	県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課 係長	
28	湊 成 志	県商工労働部雇用人材総室就業支援室 係長	